

管内障害福祉サービス運営法人・事業所等 御担当者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 齊藤 猛

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における業務継続に向けた感染症や災害への
対応力の取組の強化について（通知）

日頃より、本県の障害福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、深く感謝を申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービス等が継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、業務継続に向けた計画等の策定が義務づけられました（3年間の経過措置期間あり）。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算することが下記のとおり示されましたので、運営法人・事業所等の御担当者様におかれましては、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定内容（業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化について）

(1) 概要【全サービス共通】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

(2) 減算単位

<業務継続計画未策定減算> 【新設】

・100分の3に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・100分の1に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行うサービスを除く))

(3) 算定要件

○ 以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

2. 参考情報

厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

3. 本通知に係る問合せについて

「お問い合わせ方法に関する御案内」（令和6年2月8日付け障第30479-10001号群馬県健康福祉部障害政策課長通知）のとおり、令和6年2月から5月にかけては、緊急時を除いて以下の質問・相談フォームからお問い合わせいただくようお願いいたします。

【障害福祉サービス等質問・相談フォーム】

【QRコード】



【URL】

<https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

※24時間受付中

※ 質問時期や内容によっては、少々お時間をいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。

【担当】 支援調整係、地域生活支援係、施設利用支援係